平成24年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金 募集要領

はじめに

府民の皆様からのご厚志によって支えられています。

「大阪府福祉基金」は、府民の皆様からのご寄附と大阪府の拠出金を積み立てて運用している制度です。

大阪府では、福祉の向上のために寄せられた温かいご厚志を踏まえ、この基金の運用益等を活用し「地域福祉振興助成金」として、府民の自主的な社会福祉活動や地域福祉活動を支援しています。

「地域福祉振興助成金」は、今年度も活動費助成、施策推進公募型事業について募集しますので、本要領をよくご参照の上、申請してください。

また、近年の低金利による運用益の低下を受けた福祉基金の限られた財源の中で、平成24年度からは平成23年度募集ですでにご案内しているとおり、下記の4点が大きく変更されましたので、申請にあたってはご注意ください。

【変更内容】①助成金額の上限が30万円から20万円となります。②助成金以外の収入が10%以上必要となります。
③助成回数は平成22年度から通算して同一団体5回までとします。(6回目からは申請しても交付されません。)
④事業実施する際の行事保険掛金など、保険料については対象外経費とします。

1 平成24年度のスケジュール

1 申請受付期間	平成24年1月18日(水)～平成24年2月10日(金) (受付最終日までの消印有効) ※受付時間 月・水・金・土曜日 9時～17時 火・木曜日 9時～21時 ※閉所日 日曜日・祝日 **※持参することができない場合は郵送でも結構です。**
2 福祉基金運営委員会の審査	4月下旬～5月上旬頃
3 助成団体・助成金額の決定通知	5月中旬頃
4 助成金支払	6月中旬頃
5 助成対象事業期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日 **(事業の実施とともに、上記期間中に経費支出が完了するものに限ります。)**

2 助成対象団体

大阪府内で障がい者や高齢者、児童などへの支援等、府民福祉の向上に寄与する活動を行っている団体

注1)非営利団体であること。法人格の有無は問いません。

注2)団体の規約等を定めている必要があります。

3 助成総額

助成総額は、大阪府議会での審議において決定されます。(平成24年3月予定)

審議結果によっては、助成金が交付されない場合があります。

注)活動費助成は、申請金額の総額によって、助成額が申請額を下回る場合があります。

4 助成対象事業

①地域福祉活動の振興に寄与する事業

②府民の福祉意識の向上に寄与する事業 (詳細は以下のとおり)

助成区分	助成内容	限度額	詳細な内容
(a) 活動費助成 (草の根活動への助成)	(1)福祉活動機器購入 (2)社会参加推進 (3)講演会等開催 (4)普及啓発	20万円	2～3ページ(「4-(1)-①活動費助成の対象事業」～「4-(1)-②活動費助成の対象経費」)をご覧ください
(b) 地域福祉推進助成	施策推進公募型事業	100万円	4～6ページ(「4-(2)-①地域福祉推進助成の対象事業」～「4-(2)-⑤施策推進公募型事業審査基準」をご覧ください

【注意】助成対象とはならない事業 **(以下の事業は、助成金の対象とはなりません)**

ア. 要援護者に対し、直接金品を給付する事業
イ. 介護保険制度や障がい者自立支援制度などの公的サービスの対象となるもの
ウ. 府や市町村等の負担金、補助金の対象となるもの
エ. 府や市町村からの助成金、その他の助成等を重複して申請しているもの又は、申請を予定しているもの
オ. 営利を目的とする事業

4－(1)－①【活動費助成の対象事業】

助成区分及び限度額	対象事業区分	留意事項
(a)**活動費助成** **上限２０万円** **※申請にあたっては、総事業費の１０％以上の助成金以外の収入が必要です。** 注1）障がい者や高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的として実施する活動に必要な経費 注2）一連の活動と認められる場合は、右欄助成対象(1)～(5)の中から複数の費用を申請することができます。	(1)**福祉活動機器購入** 福祉活動に必要な機器（消耗品は除く）の購入に要する経費	☆福祉活動機器購入の申請は、3 年に 1 回までです。 ☆具体的にどのような福祉活動に用いるかを審査します。
	(2)**社会参加推進** 障がい者や高齢者、児童等の社会参加・自立への機運を高める活動に要する経費	**☆自分たちだけでは外出することが困難な障がい児者等が、ボランティア等の支えにより、様々な交流活動を行う活動に限ります。単なる親睦会旅行、観光旅行や世代間交流事業は対象外です。**
	(3)**講演会等開催** 府民の福祉意識の向上、並びに障がい者や高齢者、児童等の知識習得などのために講演会等を開催する場合に要する経費	
	(4)**普及啓発** 障がい者や高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした印刷物、物品等の作成など、普及啓発に要する経費	☆普及啓発活動に要する印刷物、物品等の作成に要する経費の申請は 3 年に 1 回までです。 ☆機関誌等の定期刊行物発行に関する経費は助成対象外です。
	(5)**その他** 上記(1)から(4)までに含まれない活動で、福祉基金運営委員会が特に助成金の交付が必要と認めるもの。	☆あくまで特例として必要と認められる場合に限ります。

注１）同一団体への交付は5回までです。

回数の積算は、平成 22 年度から起算してください。（6 回目からは申請しても交付されません。）

注２）総事業費の10％以上の助成金以外の収入が必要です。

申請にあたっては、大阪府福祉基金地域福祉振興助成金以外の収入が、総事業費の 10%以上必要です。
（10%以上ない場合は申請できません。）

注３）福祉活動機器購入費の申請は、3 年に1回までです。

平成 22 年度及び平成 23 年度に福祉活動機器購入費の助成を受けた団体は、今回（平成 24 年度）福祉活動機器購入費の申請はできません。
また、どのような福祉活動に用いるのかを、具体的に記入してください。

注４）普及啓発に要する印刷物、物品等の作成に要する経費の申請は、3 年に1回までです。

平成 22 年度及び平成 23 年度に「普及啓発に要する印刷物、物品等の作成に要する経費の助成」を受けた団体は、今回(平成 24 年度)、同経費に係る申請はできません。
機関誌等の定期刊行物発行に関する経費は助成対象外です。

注５）同一団体が、同じ年度で申請できるのは１事業です。

活動費助成と施策推進公募型事業とを併せて申請することはできません。
同一年度内の申請で同一団体と考えられる場合は、助成いたしません。
（説明を求めることがあります。）

4－(1)－②【活動費助成の対象経費】

事業に必要と認められる次の経費で、**助成対象事業期間中に経費支出が完了するもの**に限ります。

経費の申請にあたって、下記の内容及び9ページのよくあるお問い合わせ【Q＆A】をよくお読みいただき申請してください。

科　　目	内　　容
(1)福祉活動機器購入費	・福祉活動を行うための機器（備品）等購入費 注）どのような福祉活動に用いるのかを、具体的に記入してください。
(2)普及啓発物等作成費	・福祉の向上に寄与することを目的とする普及啓発活動のための以下の経費 (1)冊子等の印刷費 (2)物品等の作成・購入費 注1）団体の定期的な刊行物や団体の広報誌は対象となりません。 注2）助成決定後作成した冊子等に、助成金を受けていることを必ず明示してください。 （8ページの助成の条件をお読みください。）
(3)交通費	・公共交通機関等の交通費や、社会参加推進活動の参加者である障がい者や高齢者などの移動に必要なバス借上げ代等【駐車料金、ガソリン代は対象外】。 ・ボランティアの交通費等は、「交通費」として実費相当額の範囲内で計上可能です。 【限度額】 公共交通機関を用いる場合は、合理的経路を用いて要する実費相当額とします。 バス借上げ代等の場合は、社会通念上必要と判断される実費相当額とします。
(4)会場使用料	・講演会等の開催に必要な会場費（附帯設備費を含む）等
(5)講師等への謝金	(ア)講師謝金 【限度額】1 人（又は1団体）につき 10 万円以内 注1）同一人物(又は同一団体)に対する年間累計です。 注2）自団体の役員への謝礼は、原則として認めません。 注3）講演会等の講師やシンポジスト等、助成事業に直接従事する場合で、無給の役職員にかかる謝礼は認めます。 注4）謝礼について、領収書がない場合経費として認められません。 注5）物品や菓子折りなどの謝礼は経費として認められません。
	(イ) 手話、要約筆記等ボランティア謝金 【限度額】1 人につき 1回あたり 1 万円以内 注1）自団体構成員の日常活動は除きます。 注2）手話、要約筆記等のボランティア活動（一定の専門的技能・知識を有する方を外部から招聘する場合）に限ります。 注3）ボランティアの交通費等は、「交通費」として実費相当額の範囲内で計上可能です。 注4）同一人物に対する謝礼は、年間累計額10万円を上限とします。
(6)その他事業費	・3ページ「4-(1)-②活動費助成の対象経費」中の「科目」(1)から(5)までに含まれない経費で、福祉基金運営委員会が特に助成金の交付が必要と認めるものの実施に要する経費 例1）事業開催のためのチラシ・ポスター・レジュメ・冊子等の印刷代 例2）広報・啓発用チラシ等の発送に必要な経費 注1）個人給付的な飲食費、宿泊費、行事保険掛金等の保険料など経費は認められません。 注2）助成金の交付が必要な経費かどうかの判断は福祉基金運営委員会において決定します。 注3）助成決定後作成したチラシ等に、助成金を受けていることを必ず明示してください。 （8ページの助成の条件をお読みください。） **※欄外(↓)の「助成対象とはならない経費」は記入しないでください。**

【注意】助成対象とはならない経費

ア. 職員等の人件費、光熱水費、家賃など、団体の運営に要する経費
イ. 機関紙等の定期刊行物発行に要する経費
ウ. 施設などの建物の修繕や改修に要する経費
エ. 他の団体、個人への貸出を目的とした備品に要する経費
オ. 団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する経費
カ. 事業を実施する際の打ち合わせ会議や下見に要する経費
キ. 個人給付的な飲食費、宿泊費などに要する経費
ク. その他 地域福祉振興助成金の制度趣旨に合致しないと考えられる経費

4－(2)－①【地域福祉推進助成の対象事業】

助成区分及び限度額	対象事業区分	留意事項
(b)**地域福祉推進助成** **原則** 100 **万円以内** 注1）府民の地域福祉活動への参加を促進するための基盤となる事業 注2）障がい者や高齢者等の社会参加・自立支援、児童の健全育成等に寄与する事業で、先駆的かつ今後の発展性が認められ、特に助成金の交付が必要と認められるもの。	**施策推進公募型事業** (ア)大阪府が選定したテーマ（5 ページ参照）に該当する事業について、大阪府福祉基金運営委員会において審査基準に基づき審査し、採択された事業 （イ）助成金額は、助成対象と認めた額の 2 分の1以内	詳しくは 4 ～ 6 ページ（「4-(2)-②施策推進公募型事業の概要」～「4-(2)-⑤施策推進公募型事業　審査基準」）をご参照ください。

4－(2)－②【施策推進公募型事業の概要】

目　　的	地域福祉の課題解決に寄与する事業で、モデル的かつ広域的活動等により今後の発展性が期待されるものに対して助成します。
事業概要	大阪府が選定したテーマに該当する事業について、大阪府福祉基金運営委員会において審査基準に基づき審査し、採択された事業に対し助成します。 助成金額は、助成対象と認めた額の 2 分の1以内とし、原則として 100 万円を上限とします。
募集条件	①　活動費助成に申請した事業は、助成対象として認めません。 また、同一年度に申請できるのは、活動費助成事業・施策推進公募型事業併せて「同一団体1事業」のみです。 ②　対象事業への助成は単年度限りです。 また、助成決定後は翌年度の公募型事業への申請はできません。 **※テーマ3のみ平成24年度、平成25年度と2か年事業としての提案も可能です。** **但し、毎年度申請手続きし、審査を受けるものとします。** **（平成24年度に当該事業が採択された場合、平成25年度実施事業分に関しては、予算や実施の状況に応じて、改めて審査することになりますので、不採択のこともありえます。ご了承ください。）** ③　機材や備品の購入のみを目的とした内容については、助成対象として認めません。 ④　他に助成を受けている場合は助成対象として認めません。 ⑤　大阪府内を対象とする事業であること。 ⑥　実施団体自らが、事業成果を広く積極的に公表することが必要です。 **（事業終了後、事業成果のわかるものを提出していただきます。）**
採択予定事業数	若干（平成23年度は3件でした。） ※予算内において、大阪府福祉基金運営委員会が採択した事業に対して助成を行います。

4－(2)－③【施策推進公募型事業の募集テーマ】

【テーマⅠ】

里親委託推進のモデルとなる事業

要保護児童の援助に際し、家庭養護の充実が求められているが、里親制度への理解・参加が十分図られていないため、地域（1以上の市町村）で里親制度に関する理解を深め、制度に参画するボランティアを発掘するためのモデル的な事業もしくは里親委託児童の支援の充実につながる先駆的な事業を昨年に引き続き募集します。

【テーマⅡ】

若年性認知症の方への制度・福祉サービス利用促進を目的としたモデルとなる事業

若年性認知症は就労・子育て期に発症するため、本人、家族の経済的負担が大きいといわれています。また、府民の若年性認知症に対する理解が充分ではないことから支援を得にくい状況にあります。さらに、既存制度の活用についても本人、家族の知識が充分でないことや支援者の支援方法の知識不足のため制度を活用しにくい状況にあるといわれています。そのため、疾病特性を理解し、本人や家族、企業等に対し福祉や雇用の施策をより適切に利用できる支援が不可欠です。

若年性認知症の本人や家族が自立して生活できるための課題を整理し解決策を検討し、関係機関との連携を通して制度・福祉サービスの利用をめざすモデル事業を募集します。

例）本人・家族・支援者を対象とした若年性認知症の理解促進のための啓発活動
　　本人・家族への相談・訪問による支援
　　本人・家族の会への支援

【テーマⅢ】

ボランティア、NPO、社会起業家等の活用による地域福祉課題の解決に向けた新たな活動（事業）プログラムの開発に係る調査・研究とモデル事業等の実施

地域福祉課題解決のためには、ボランティア、NPO、社会起業家等（以下「社会起業家等」という。）の事業と地域の福祉課題とをつなぐコネクターの役割を果たす機関とが連携しネットワークを形成することが重要でありますが、円滑に機能しているケースは少ない。円滑なネットワークを形成していくためにも地域の福祉課題との調整やつなぎを行うコネクター機関や中間支援組織のプラットフォームの役割が重要です。そこで、コネクター機関や中間支援組織等の関係機関が連携して地域福祉課題を実際に解決につなげるモデルケースを実施し、また、社会起業家等の活動に関する広報などの支援を行いながら持続可能な活動モデルとなる事業を募集します。

なお、モデル事業にあたっては、どういった地域福祉の課題解決をめざすのか課題となるテーマを設定し、関係機関と連携しながら課題解決につながるモデルケースを1つ以上実施することを条件とします。

平成24年度、平成25年度と2か年事業としての提案も可能です。但し、毎年度申請手続きし、審査を受けるものとします。（平成24年度に当該事業が採択された場合、平成25年度実施事業分に関しては、予算や実施の状況に応じて、改めて審査することになりますので、不採択のこともありえます。ご了承ください。）

<対象予定者>

地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握している団体またはコンサルテーション等により、社会起業家等の活動支援を専門的に行う団体。

（活動費助成と同じ条件。非営利団体であること。法人格の有無は問わない。）

＊社会起業家
地域の福祉課題をビジネス的手法を用いて解決する人たちのことをいいます。

＊コネクター機関
地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握している市町村社会福祉協議会や市町村市民活動センター等のことをいいます。

＊中間支援組織
コンサルテーション等により、社会起業家やNPO等の活動支援を専門的に行う団体のことをいいます。

（例）事業の進め方（あくまで1つの例です。）

①コネクター機関において、地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握する。
②課題の設定を行う。
③①で問題となった地域福祉課題解決に必要なチームの結成や関係機関との連携。
（関係機関と連携した今後も活用可能なベースづくりにつなげる。）

④課題解決に向けての取り組みの実施。
（どのようにその課題に取り組むのかを関係機関と検討し、実証する。）
⑤新たな担い手として社会起業家等持続可能な活動団体を生みだし、民の力による地域福祉課題解決につなげる。
⑥⑤で生み出された団体と継続的に連携・支援していく仕組みを構築するとともに、広報支援活動なども積極的に行い、地域に定着する団体になるような支援を実施する。（広報紙への掲載やフォーラムなどの実施等）

【参考イメージ（第2期大阪府地域福祉支援計画「第3章3の（3）地域福祉・福祉サービスの担い手づくり」）より】

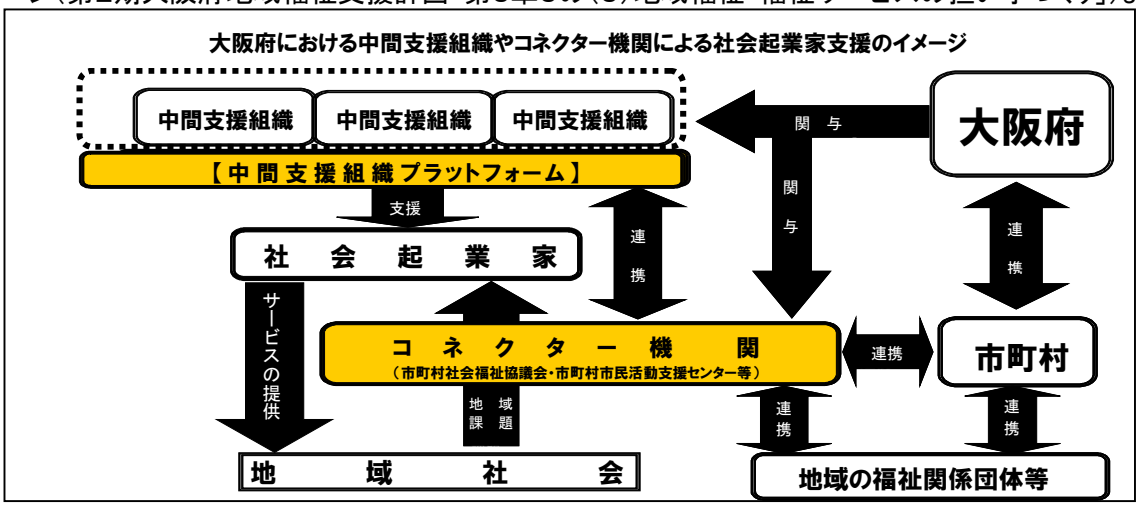

4－(2)－④【施策推進公募型事業の対象経費】

注）事業に必要と認められる次の経費で、助成対象事業期間中に経費支出が完了するものに限ります。

科　目	内　容
謝　金	事業実施に必要な講師謝金など
交　通　費	事業実施に必要な電車、タクシー代などの交通費
会場使用料	事業実施に必要な会場使用料（付帯設備含む）
備　品　費	事業に不可欠な備品(調理器具、車輌等)の購入・リース料など
そ　の　他	上記以外のもので、大阪府福祉基金運営委員会が特に助成金の交付が必要と認める経費

4－(2)－⑤【施策推進公募型事業　審査基準】

次の審査基準に基づき審査を行い、総合評価を加えた上で助成事業を決定します。

■審査基準

基本項目

（１）大阪府福祉基金運営要綱に定める振興助成の対象となる事業（以下(a)(b)）であるか。
(a)地域福祉活動の振興に寄与する事業
(b)府民の福祉意識の向上に寄与する事業
（２）募集テーマに合致しているか。

事業評価項目

（３）地域福祉課題の解決に向けた広域的な事業であるか。
（４）実施の可能性が高い事業計画であるか。
（５）新しい活動スタイルを生み出そうとする活動か。そのための創意工夫があるか。
（６）一過性の活動ではなく、今後、発展していく可能性がある事業であるか。
（７）住民参加の促進や多様・多元的な協働による発展的な活動が期待できるか。
（８）事業成果を実施団体のみで完結させるのではなく、広く府民に還元されるものであるか。
（９）事業成果を評価できる内容となっているか。
（10）費用対効果を計れる事業計画となっているか。

※基本項目(1)(2)が「否」であれば、(3)以降の審査を行いません。

5 申請手続き

<table>
<tr><th rowspan="12">申請書類

（様式第 1～7号は、福祉基金ホームページアドレスからダウンロードできます。）</th><th colspan="2">様　式</th><th>様　式　名</th></tr>
<tr><td rowspan="3">活動費助成</td><td>様式第 1 号</td><td>平成 24 年度大阪府地域福祉振興助成金交付申請書</td></tr>
<tr><td>様式第 2 号</td><td>助成金額計算書</td></tr>
<tr><td>様式第 3 号</td><td>平成 24 年度申請事業予算書（見込み）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施策推進公募型事業</td><td>様式第 4 号</td><td>平成 24 年度大阪府地域福祉振興助成金交付申請書</td></tr>
<tr><td>様式第 5 号</td><td>助成金額計算書</td></tr>
<tr><td>様式第 6 号</td><td>平成 24 年度申請事業予算書（見込み）</td></tr>
<tr><td>様式第 7 号</td><td>施策推進公募型事業　アピール資料
（「施策推進公募型事業」の場合のみ提出してください。）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">活動費助成
施策推進公募型事業
<u>共通添付書類</u>
（①～④は必須です。）
※③については、団体設立が平成 23 年度以降の場合は添付不要。</td><td>①定款、寄附行為又は規約等【必須】</td></tr>
<tr><td>②役員名簿【必須】</td></tr>
<tr><td>③団体の平成 22 年度の決算報告書
（団体設立が平成 23 年度以降の場合は添付不要）</td></tr>
<tr><td>④団体の平成 23 年度の収支予算書</td></tr>
<tr><td>⑤その他申請事業内容が分かる資料（様式自由）</td></tr>
<tr><td>提出部数</td><td colspan="3"><u>2部（うち 1 部はコピー（写し）で結構です。）</u>
※提出分とは別に、<u>必ず申請書の控（コピー）を保管してください。</u>
（後日、申請内容を連絡担当者へお問い合わせする場合があります。）

(1) 提出時は、様式第 1～3 号（又は第 4～7 号）、添付書類①～⑤の順に綴じてください。
(2) <u>申請書類はなるべく A4 サイズにそろえてください。</u></td></tr>
<tr><td>申請書作成上の留意事項</td><td colspan="3">(1) 必要事項を漏れなく記入してください。
（必要事項に記入漏れ等がある場合は、書類不備となります。）
(2) 代表者の押印漏れはないですか。確認してください。
ア)法人格を持つ団体は、代表者印（理事長印や会長印等）を押印してください。
イ)法人格を持たない団体は、代表者の私印を押印してください。
(3) 事業名は、事業内容の分かりやすい名称にするよう努めてください。
(4)「交付申請書（様式第 1 号・4 号）」の「申請事業の概要」「申請事業の事業計画」「申請事業の目的・必要性」「申請事業を実施して期待される成果及び効果等」の欄は、要点をまとめてわかりやすく、簡潔明瞭に記入してください。
(5) <u>申請書類は、交付決定後に大幅な変更が生じないよう、十分検討して作成してください</u>。
(6) 申請書ダウンロード先ホームページアドレス
http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/kikin/josei-shorui.html</td></tr>
</table>

提出いただいた書類に記入漏れや添付書類等に不備があった場合は、審査することができません。
提出の際に再度ご確認をお願いします。

6　助成金の交付（不交付）の決定等

助成適否の審査	適正な交付申請書の提出を受け付けた後、学識経験者等で構成する「大阪府福祉基金運営委員会」で申請内容の審査を行い、助成の適否、助成金額（上限額の範囲内）を決定します。また、審査過程で事業内容などへの質問や確認等を行う場合があります。
交付（不交付）決定の通知	「大阪府福祉基金運営委員会」の審査に基づき、助成金の交付（不交付）決定を各申請団体に通知します。
助成の条件	(1) 交付団体の内容を、大阪府ホームページ上で公開します。 【公開予定内容】 団体名、主な活動地域、事業区分、助成金交付決定額、事業名、事業概要など (2) **事業実施にあたり、福祉基金からの助成金を受けていることを明らかにしてください。** 例えば、以下の文言を事業で用いる**ポスター・チラシなどの印刷物や、事業で作成する冊子などに記載をしてください。** **例1：「この事業は、大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の交付を受けて実施しました。」** **例2：「この事業は、大阪府福祉基金地域福祉振興助成金を活用して行っています。」** **例3：「この冊子は、大阪府福祉基金からの助成を受けて作成しました。」** (3) 福祉活動機器購入費で購入された機器等には必ず「大阪府福祉基金」のシールを貼付してください。（シールについては交付決定時に送付します。） (4) 大阪府福祉基金を広く府民に知っていただくため、指定された募金箱をできる限り事業実施時に設置してください。（詳細については、交付決定時に案内します。） (5) 事業完了時、参加者が大幅に増えるなど収入が申請当初より増え、収入が支出を上回った場合は、助成金を返還していただきます。（交付事業における繰越金は認めません。）
助成金の請求手続き	交付が決定された団体には、「交付決定通知書」に同封する「交付請求書」等に必要事項を記入・押印（申請書と同一の印鑑）し、指定期限内に提出してください。 書類の内容を審査した後、申し出の口座に助成金を振込みます。

※「交付（不交付）決定通知書」送付の際に同封するもの（予定）
1）助成金振込みに必要な書類：①交付請求書
2）交付内容を府ホームページ上で公表するための書類：②ホームページ公開内容の確認書
3）事業終了後、完了した事業内容を報告いただく書類：③事業完了報告書

7　事業完了報告（事業終了後の手続き）

事業完了報告	(1) 助成事業（活動）が完了しましたら、「交付決定通知書」に同封する「事業完了報告書」に必要な書類（領収書等の写し・事業成果の分かるもの等）を添えて、**事業完了後 30 日以内に提出してください。**その際、**決算額が助成（対象）額を下回る場合は差額を返還**していただきます。 (2) **助成金の使い道が分かるもの（領収書など）を必ず添付してください。** （団体としての支払が確認できない場合は、返金していただきます。） (3) 助成事業の成果・効果が分かるものを、併せて添付してください。 （社会参加推進事業・講演会等開催事業を行った場合の参加者アンケートをまとめたものやその分析結果、普及啓発活動で作成した物品を用いた後の効果など。）

8　事業内容等を変更・事業を中止する場合の手続き

事業内容等の変更	(1) 助成事業(活動)の**内容の変更には、承認が必要です。**速やかに大阪府地域福祉課（22 ページ参照）まで連絡してください。但し、申請事業区分や事業目的の変更、事業内容等が**大幅に変更する場合は認められません。** (2) 代表者の変更等の場合も、変更届の提出が必要です。
事業の中止	助成事業(活動)が対象期間内に完了できない場合や中止した場合は、速やかに大阪府地域福祉課（22 ページ参照）まで連絡してください。その際、助成金は全額返還していただきます。